

転用の工事が終わったら

すべての許可

完了報告書を提出してください

- 平成24年4月1日以降に許可された原則すべての農地転用許可は、完了報告書の提出が、許可の条件となっています。
- 転用に係る工事が完了した後、2週間以内に完了報告書（様式は裏面です）を提出してください。
- 農業委員会の窓口提出してください。
- 1,000㎡以上の転用、一時転用は、これまでも完了報告書を提出していただいていたが、引き続き提出してください。

1,000㎡以上の転用と一時転用は 工事進捗状況報告書もお願いします

- 1,000㎡以上の転用及び一時転用は、完了するまでの間、工事進捗状況報告書も提出してください。
- 許可後3か月後に最初の工事進捗状況報告書の提出を、その後は前の報告後1年後毎に、完了報告書を提出するまで、提出してください。

ご注意ください

- 農地転用許可は、申請書記載の転用事業を行う場合に限り農地を農地以外にすることを認めたものです。
- 許可後申請書記載のとおり工事が完了する前に、事業を中止したり、事業計画を変更しようとする場合は、できるだけ早く農地の所在する市町村の農業委員会に相談してください。
- 報告の提出が遅れている場合などには、報告の督促をする場合があります。また、報告書の内容や現場の状況によっては、ご事情をお尋ねしたり申請書記載のとおり事業を行うよう催告する場合があります。

<報告書の提出先>

蒲郡市農業委員会事務局 蒲郡市役所2階 (電話) 0533-66-1127

<問い合わせ先>

愛知県東三河農林水産事務所農政課 (電話) 0532-35-6164

愛知県農林水産部農業振興課農地管理・利用グループ (電話) 052-954-6405